○防災科学技術研究所職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程

（平成13年4月1日　13規程第16号）

改正　平成14年4月1日　14規程第1号　平成14年4月1日　14規程第5号
平成17年3月22日　17規程第3号　平成18年3月31日　18規程第14号
平成20年12月26日　20規程第9号　平成22年3月12日　22規程第1号
平成23年3月31日　23規程第6号　平成23年11月24日　23規程第42号
平成25年9月26日　25規程第22号　平成28年2月25日　28規程第10号
平成28年6月20日　28規程第97号　平成30年11月13日　30規程第92号
平成31年3月25日　31規程第25号　令和元年9月26日　元規程第35号
令和2年9月10日　2規程第31号　令和4年3月10日　4規程第2号
令和4年9月15日　4規程第31号　令和5年1月19日　5規程第2号
令和5年2月22日　5規程第12号　令和5年9月14日　5規程第42号
令和6年4月1日　6規程第76号　令和7年3月19日　7規程第6号
令和7年12月11日　7規程第40号

目次

第1章　総則（第1条－第4条）
第2章　勤務時間（第5条－第9条）
第3章　休日等（第10条－第13条）
第4章　時間外勤務（第14条・第15条）
第5章　休暇（第16条－第21条）
第6章　職務専念義務免除期間（第22条－第28条）
第7章　欠勤等（第29条）
第7章の2　適用除外（第29条の2）
第8章　雑則（第30条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所就業規則（18規則第1号。以下「就業規則」という。）第21条の規定に基づき、防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）に勤務する職員（就業規則第1条に定める職員をいう。以下同じ。）の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する事項（以下「勤務時間、休暇等」という。）について定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条　職員の勤務時間、休日等については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによるものとする。

(権限の委任)

第3条　職員の勤務時間の割り振り、勤務時間外勤務、休日勤務及び休暇に関する理事長の命令及び承認については、職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する細則(以下「勤務時間等細則」という。)の定めるところにより権限を委任する。

(出勤簿)

第4条　定時までに出勤した職員は、直ちに出勤簿に押印を行うものとする。ただし、やむを得ない場合には署名にかえることができる。この場合、後日すみやかに押印に訂正するものとする。

第2章　勤務時間

(勤務時間)

第5条　職員の所定の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とし、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、第10条第3号及び第4号に定める日を除く。

(始業及び終業時刻)

第6条　職員の所定勤務時間の始業及び終業時刻については、休憩時間を除き、第1号に定める時刻とする。ただし、業務の運営上所属長が必要と認める場合には、職員に、第2号から第5号のいずれかによる勤務を命ずることができる。

(1)　始業時刻　午前9時　終業時刻　午後5時30分
(2)　始業時刻　午前8時　終業時刻　午後4時30分
(3)　始業時刻　午前8時30分　終業時刻　午後5時
(4)　始業時刻　午前9時30分　終業時刻　午後6時
(5)　始業時刻　午前10時　終業時刻　午後6時30分

2　前項の規定にかかわらず、業務上の都合により始業時刻及び終業時刻の変更を命ずることがある。

(休憩時間)

第7条　職員の所定の勤務時間に対する休憩時間は、午後0時15分から午後1時00分までとする。

2　前項の規定にかかわらず、業務上の都合により、休憩の開始時刻の変更を命ずることがある。

3　前条第2項の規定により始業、終業時刻を変更したときの休憩時間は、別に定める。

4　1日の勤務時間が8時間を超える場合は、第14条の規定による所定勤務時間外の勤務の途中に15分の休憩時間を設けるものとする。

5　職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

（フレックスタイム制）

第８条　業務遂行の方法を職員の裁量に委ねることが効果的であり、且つ、当該職員の業務の能率の向上に資すると理事長が認める場合については、第６条第１項に規定する始業及び終業時刻にかかわらず、始業及び終業の時刻をその職員の決定に委ねることとする。

２　前項については、フレックスタイム制に関する労使協定の定めるところによる。

（裁量労働制）

第８条の２　防災科学技術研究所職員給与規程（13 規程第 17 号。以下「職員給与規程」という。）第 15 条第２項第２号に規定する職員のうち「専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員」並びに防災科学技術研究所任期付職員規程（18 規程第８号）第３条第１項第１号に定める第１号任期付研究員及び同条同項第２号に定める第２号任期付研究員（以下「研究職員」という。）で、業務の性質上その遂行の方法を大幅に研究職員に委ねる必要があるものとして理事長が認める場合については、裁量労働制の実施に関する労使協定により定めた時間勤務したとみなして取り扱う。

２　裁量労働制の実施については、裁量労働制の実施に関する労使協定の定めるところによる。

（通常の勤務場所外の勤務）

第９条　職員が、出張その他研究所外で勤務する場合であって、勤務時間を算定しがたいときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。

第３章　休日等

（休日）

第 10 条　職員の休日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　土曜日

(3)　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）

(4)　12 月 29 日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。）

２　職員の法定休日（労基法第 35 条第１項に規定する休日をいう。）は、前項第１号に掲げる休日とする。

（休日の振替）

第 11 条　理事長は、職員に前条に規定する所定の休日に勤務を命じる場合は、当該休日（以下「勤務命令日」という。）をその属する１週間（1 週間は、土曜日から金曜日までとする。以下同じ。）の期間内（勤務命令日を含む当該月の期間内に限る。）の所定の勤務日に、事前に振り替えることができる。

2　前項にかかわらず、特別な事情があると理事長が認めるときは、勤務命令日を含む当該月の前月初日から翌々月の末日までの期間内の勤務日に、事前に振り替えることができる。

3　前各項の規定は、休日に半日勤務を命じる場合に準用する。

(代休)

第12条　所定の休日に職員に勤務を命じた場合において、前条による事前の休日の振替が困難であり、かつ、当該職員が代休を希望したときは、当該職員は代休を取得することができる。ただし、代休の取得は、勤務した休日後、当該休日を含む当該月の期間内とする。なお、勤務した当該月の期間内に代休として与えることが困難な場合は、職員の希望または同意に基づき、勤務した翌月に代休を与えることができる。

2　前項による代休は、無給とする。

(1か月の単位の変形労働時間制)

第13条　業務上の都合により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については1か月以内の一定期間を平均して1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に定めることができる。

2　前項の適用については、対象となる職員の範囲、勤務日及び当該勤務日の所定勤務時間等具体的運用の内容に関し勤務割表を作成し、当該変形期間が開始される前にあらかじめ職員に周知するものとする。

第4章　時間外勤務

(勤務時間外及び休日勤務)

第14条　理事長は、業務の都合により、第5条、第11条及び第13条の規定にかかわらず、所定の勤務時間外又は休日(以下「時間外勤務等」という。)に勤務を命ずることができる。

2　前項については、時間外勤務又は休日勤務に関する労使協定の定めるところによる。

(災害時等の特例)

第15条　就業規則第18条の規定による場合又はその恐れがある場合には、第5条の規定にかかわらず、日常業務以外の業務に従事させ、その必要の限度で勤務時間を延長し、又は休日に勤務を命ずることがある。

2　労基法第33条第1項の規定に該当する場合において、行政官庁に所定の手続きをしたときは、当該規定の定めるところによる。

第5章　休暇

(年次休暇)

第16条　年次休暇は、一の年(4月1日から翌年の3月31日)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1)　次号及び第3号に掲げる職員以外の職員　20日

⑵　次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年度の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるものその年の在職期間等を考慮し20日を超えない範囲内で勤務時間等細則で定める日数

⑶　当該年度の前年度において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち勤務時間等細則で定めるものに使用される者（以下この号において「行政執行法人職員等」という。）であった者であって引き続き当該年度に新たに職員となったものその他勤務時間等細則で定める職員　行政執行法人職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に第3項で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で勤務時間等細則で定める日数

2　第1項の年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち 5 日について、理事長は職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

3　年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は一の年における年次休暇の20日を超えない範囲内の残日数を当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

4　年次休暇請求の単位は、1日、半日又は時間とする。

(病気休暇)

第17条　病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

「疾病」には、予防注射又は予防接種による著しい発熱、生理により勤務が著しく困難な症状等が、「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

2　病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合を除いた病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日（当該病気休暇の間にある休日及び病気休暇以外の休暇等により勤務しない日を含む。以下この条において「除外日」という。）を除いて、連続して９０日を超えることはできない。

⑴　生理により勤務が著しく困難な場合

⑵　業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

⑶　防災科学技術研究所衛生管理規程第21条により業務軽減又は療養の措置を受けた場合

3　前項ただし書、次項及び第４項の規定の適用については、連続する８日以上の期間（当該期間における要勤務日数が３日以下の場合は要勤務日数が４日以上となる期間）の特定病気休暇を使用した職員が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、１回の勤務に割り振られた勤務時間（当該勤務時間の一部に生理により勤務が著しく困難な症状による病気休暇により勤務しない時間、第24条、第25条及び第26条第2項により勤務しない時間、第18条第2項第8号により勤務しない時間、防災科学技術研究所育児・介護休業等規程第33条第1項第2号及び第34条第1項第2号により勤務しない時間がある場合は、当該時間以外の時間）の全てを勤務した日の日数（以下この条において「実勤務日数」という。）が２０日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

4　使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して９０日に達した場合において、９０日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該９０日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して９０日を超えることはできない。

5　使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して９０日に達した場合において、９０日に達した日の翌日から実勤務日数が２０日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して９０日を超えることはできない。

6　療養期間中の休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第2項ただし書及び第3項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

7　第2項ただし書及び第3項から前項までの規定は、試用期間中の職員には適用しない。

8　病気休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

（特別休暇）

第18条　特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とする。

2　特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

⑴　職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

⑵　職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

⑶　職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間

⑷　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき　一の年において5日の範囲内の期間

イ　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

ロ　身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動

ハ　イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

⑸　職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。　結婚の日の5日前から当該結婚の日の後1月を経過するまでの間において、連続する5日の範囲内の期間

⑹　6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合　出産の日までの申し出た期間

⑺　女性職員が出産した場合　出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

⑻　生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合、1日2回それぞれ30分以内の期間（1日1回の場合は1時間以内の期間）ただし、男性職員にあっては、その請求に係る日において男性職員以外の親がこの号の休暇(これに相当する休暇を含む)を承認され、または、労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分（1日1回の場合は1時間）から当該承認又はその請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間とする。

(9)　職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるとき。　入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日まで間の2日の範囲内の期間

(10)　職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産に係る子の1歳に達する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校第6学年修了までの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。　当該期間内における5日の範囲内の期間

(11)　職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　勤務時間等細則に定める連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

(12)　職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合　1日の範囲内の期間

(13)　職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　1の年の7月から9月までの期間内において3日の範囲内の期間

(14)　地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき7日の範囲内の期間

(15)　地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合　必要と認められる期間

(16)　地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間

(17)　職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　1の年において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

3　前項第9号、第10号及び第17号の休暇の単位は、1日又は1時間とする。

(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)

第19条　年次休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2　次の各号に該当する特定病気休暇を請求する職員は、理事長へ医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を提出するものとする。

(1)　連続する 8 日以上の期間（当該期間における要勤務日の日数が 3 日以下である場合にあっては、当該期間における要勤務日の日数が 4 日以上である期間。）の特定病気休暇

(2)　請求に係る特定病気休暇の期間の初日前 1 月間における特定病気休暇を使用した日（要勤務日に特定病気休暇を使用した日に限る）の日数が通算して 5 日以上である場合に係る特定病気休暇

3　第 18 条第 2 項各号の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に対し行わなければならない。

4　第 18 条第 2 項第 7 号に掲げる場合に該当することとなった女性職員は、その旨を速やかに理事長に届け出るものとする。

(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の承認)

第 20 条　理事長は第 16 条に定める年次休暇を職員の請求する時期に与えなければならない。ただし請求された時期に年次休暇を与えることが業務の運営に支障がある場合においては、他の時期にこれを与えることができる。

2　理事長は、病気休暇及び特別休暇の請求について、第 17 条に定める場合又は第 18 条第 2 項各号(第 2 項第 6 号及び第 7 号は除く。)に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

3　理事長は、第 18 条第 2 項第 6 号及び第 7 号に規定する休暇の請求について、当該各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。

(休暇の承認の決定等)

第 21 条　第 19 条第 1 項の請求があった場合においては、理事長は速やかに時期を変更するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。

2　理事長は、年次休暇以外の休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第 6 章　職務専念義務免除期間

(総合的な健康診査(人間ドック)

第 22 条　防災科学技術研究所衛生管理規程(以下「衛生管理規程」という。)第 19 条の規定に基づく総合的な健康診査により勤務しないことを承認することができる時間は、1 日の範囲内で理事長が必要と認める時間とする。ただし、理事長が特に認める場合においては、2 日の範囲内で理事長が必要と認める時間とする。

(体育活動等)

第 23 条　理事長は、衛生管理規程第 20 条の規定に基づき、勤務時間内において体育活動、レクリエーション、その他活動を実施する場合には、職員が当該行事に参加するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

2　前項において、職員1人に対して承認できる時間数は、年度を通して15時間30分以内とする。

(女性職員の健康診査等)

第24条　理事長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。)第22条の規定により、女性職員が健康診査及び保健指導を受けるため、当該職員が請求した場合において、次の各号に掲げる場合、1日の所定の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間、勤務しないことを承認しなければならない。

(1)　妊娠満23週までは4週間に1回

(2)　妊娠満24週から満35週までは2週間に1回

(3)　妊娠満36週から出産までは1週間に1回

(4)　産後1年まではその間に医師等の指示による回数

(5)　医師等の特別の指示があった場合には、第1号から第3号までのいずれの期間についてもその指示された回数

(妊娠中の女性職員の通勤緩和)

第25条　理事長は、均等法第13条第1項の規定により、妊娠中の女性職員が前条第1項に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、当該職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間、勤務しないことを承認しなければならない。

(妊産婦である女性職員の業務軽減等)

第26条　理事長は、均等法第13条第1項の規定により、妊産婦である女性職員が第24条に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、当該職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易業務に就かせなければならない。

2　理事長は、妊娠中の女性職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休憩し、又は捕食するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

(兼業の許可を受けた場合等)

第27条　職員は、就業規則第15条第1項ただし書きに規定する兼業の許可を受けたとき又は届け出た場合は、その許可等の範囲内で、その割り振られた所定の勤務時間の一部をさくことができる。

2　前項により職員が許可を受けて職務に従事しなかった期間は、別途理事長が定める場合を除き職員給与規程第11条の規定により、給与を減額する。

(研究集会への参加)

第28条　理事長は、研究職員が科学技術に関する研究集会への参加を申し出たときは、その参加が研究所と研究所以外の者との間の交流の促進に特に資するものであり、かつ、当該研究職員の職務に密接な関連があると認められる場合には、当該研究職員の研究業務運営に支障がない限り、その参加を承認することができる。

第7章　欠勤等

（欠勤、遅刻、早退）

第29条　職員が、欠勤、遅刻及び早退により、理事長の承認を得ず所定の勤務時間を勤務しない場合は、その勤務しない時間につき、職員給与規程第11条の規定により、給与を減額する。

第7章の2　適用除外

（適用除外）

第29条の2　管理監督者については、第2章勤務時間、第3章休日等に定める規定は第10条を除き適用しない。

2　管理監督者が第10条に規定する休日に出勤した場合は、別に定めるところによるものとする。

3　管理監督者とは、管理職手当支給細則第1条別表第1の職にある職員をいう。

第8章　雑則

（別段の取扱い）

第30条　この規程の実施に関し必要な事項は、勤務時間等細則で定める。

附　則

（施行期日）

第1条　この規程は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条　防災科学技術研究所法（平成11年法律第174号）附則第3条に規定する引継職員（役員を除く。）の年次休暇については、この規程の施行日において現に有する年次休暇の日数を第18条の規定に基づいて付与されたものとみなす。

附　則（平成14年4月1日　14規程第1号）

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附　則（平成14年4月1日　14規程第5号）

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附　則（平成17年3月22日　17規程第3号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成18年3月31日　18規程第14号)

(施行期日)

1　この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第24号)附則第2条第2項に規定する引継職員の年次休暇については、この規程の施行期日前日において現に有する年次休暇の残日数を当該一の年における年次休暇の日数とする。

附　則(平成20年12月26日　20規程第9号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成21年5月21日から施行する。

附　則(平成22年3月12日　22規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成23年3月31日　23規程第6号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成23年11月24日　23規程第42号)

この規程は、平成23年11月24日から施行する。

附　則(平成25年9月26日　25規程第22号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附　則(平成28年2月25日　28規程第10号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年6月20日　28規程第97号)

この規程は、平成28年6月20日から施行する。

附　則(平成30年11月13日　30規程第92号)

この規程は、平成30年11月13日から施行する。

附　則(平成31年3月25日　31規程第25号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(令和元年9月26日　元規程第35号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附　則(令和２年９月 10 日　２規程第 31 号)

この規程は、令和２年９月 15 日から施行し、令和２年９月１日から適用する。

附　則(令和４年３月 10 日　４規程第２号)

1　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

2　第 16 条第１項により年次休暇を付与する日（基準日）が１月１日から４月１日になるが、年次休暇の請求権にかかる時効（2 年間）に影響はない。

附　則(令和４年９月 15 日　４規程第 31 号)

1　この規程は、令和４年 10 月１日から施行する。

2　第 18 条第２項第 10 号にかかる休暇の改正につき、令和３年 10 月１日以降に配偶者が出産し、本休暇の残日数がある場合は、令和４年 10 月１日以降に残日数を使用できるものとする。

附　則(令和５年１月 19 日　５規程第２号)

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則(令和５年２月 22 日　５規程第 12 号)

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則(令和５年９月 14 日　５規程第 42 号)

この規程は、令和５年 10 月１日から施行する。

附　則(令和６年４月１日　６規程第 76 号)

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則(令和７年３月 19 日　７規程第６号)

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則(令和７年 12 月 11 日　７規程第 40 号)

この規程は、令和８年１月１日から施行する。